

寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(法人の町民税の課税の特例)</p>	<p>(法人の町民税の課税の特例)</p>
<p>第14条 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の3に規定する受託法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。)を除く。)に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p>	<p>第14条 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の3に規定する受託法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。)を除く。)に対する各事業年度_____における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が2億円未満又は2億円以上5億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度<u>又は各連結事業年度</u>の終了の日(法第321条の8第1項前段の規定(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))又は同法第88条の規定が適用される場合に限る。))により申告納付すべき法人の町民税にあつては、その事業年度<u>又は各連結事業年度</u>開始の日以後6か月を経過した日)の現況により行う。</p>	<p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が2億円未満又は2億円以上5億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度_____の終了の日(法第321条の8第1項前段の規定(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))又は同法第88条の規定が適用される場合に限る。))により申告納付すべき法人の町民税にあつては、その事業年度_____開始の日以後6か月を経過した日)の現況により行う。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(制定附則)</p>	<p>(制定附則)</p>
<p>1～10 (略)</p>	<p>1～10 (略)</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p>	<p>11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 <u>4分の3</u></p>	<p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 <u>5分の4</u></p>
<p>(3) 法附則第15条第27項第1号イからニまでに規定する設備について同号</p>	<p>(3) 法附則第15条第26項第1号イからニまでに規定する設備について同号</p>

に規定する条例で定める割合 3分の2

- (4) 法附則第15条第27項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3
- (5) 法附則第15条第27項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (6) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (7) 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合 3分の2
- (8)・(9) (略)

12～28 (略)

～略～

に規定する条例で定める割合 3分の2

- (4) 法附則第15条第26項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3
- (5) 法附則第15条第26項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (6) 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合 3分の1
- (7) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の2
- (8)・(9) (略)

12～28 (略)

～略～

(改正附則)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(法人の町民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)第14条の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、な

お従前の例による。